

# 令和5年度第3回埼玉県少子化対策協議会 次第

日時：令和6年3月25日（月）

15：00～16：00

方法：Zoom

## 1 開会

## 2 挨拶

議長（埼玉県福祉部少子化対策局長）

## 3 議題等

### （1）ワーキンググループの報告

- ① 待機児童対策協議会
- ② 子育て支援
- ③ 結婚新生活支援事業

### （2）令和6年度事業の共有、報告事項

- ① こども等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業
- ② 企業と連携した男性の家事・育児参加推進事業
- ③ プロスポーツチーム等と連携した「出会いのきっかけづくり」
- ④ こどもの居場所に係る市町村長向けセミナー及び市町村担当課長研修の開催について
- ⑤ 放課後居場所緊急対策事業
- ⑥ 保育士配置特例の実施について
- ⑦ 保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱い等について
- ⑧ こども医療対策助成費について

## 4 閉会

## 待機児童対策協議会 活動報告

施設整備・環境指導担当

## 1 令和5年度の実施状況

## (1) 開催日

令和6年3月5日（WEB会議）

## (2) 内容

- ・「保育の受け皿整備」に関するKPIの設定について
- ・待機児童対策の取組事例紹介  
さいたま市「地域型保育事業の連携促進について」  
戸田市「戸田市における保育人材確保等の具体的な取組について」
- ・保育所等利用待機児童数調査について
- ・待機児童対策に関する調査の集計結果についての意見交換

## (3) 協議会委員

さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、入間市、朝霞市、和光市、新座市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、吉川市、白岡市

## 2 今後の展開

各市町村が地域の実情に応じた待機児童対策に取り組めるよう、協議会において好事例の紹介や意見交換等による情報共有を引き実施していく。

## &lt;参考&gt;

## 【埼玉県の待機児童数】（各年4月1日現在）

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5
待機児童数(人)	1,552	1,208	1,083	388	296	347
前年比	294	▲344	▲125	▲695	▲92	51

## 【年齢別待機児童の割合】（令和5年4月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	計
待機児童数(人)	4	270	51	20	2	347
構成比(%)	1.1	77.8	14.7	5.8	0.6	100.0

93.6%

## 【受入枠拡大数の実績と計画】

区分	内容	受入枠	
		R4実績(見込)	R5計画
保育所	安心子ども基金(又は交付金)による保育所整備等	659人	800人
認定こども園	安心子ども基金(又は交付金)による認定こども園整備等	740人	700人
地域型保育事業	小規模保育などによる低年齢児保育の促進	207人	200人
企業との連携	企業内保育所の促進、企業主導型保育事業活用	38人	—
合計		1,644人	1,700人

## 多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応

- 我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。
- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を産み育てられる環境を整備することとされている。
- これを踏まえ、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、以下の取組を推進する。  
⇒ 地域子ども・子育て支援事業の相互連携・協力について市町村子ども・子育て支援事業計画へ位置付け（子ども・子育て支援法改正予定）

## 新たな展開の方向性

共通課題である

○量的拡充

○人材の確保・育成

を図るとともに、相互に関連し合う子育て支援事業を有機的につなぎ、一体的に実施することにより、

○個々のニーズへの対応では、

・子育て親子の利便性の向上（ワンストップ化）

・子育て関連のより幅広い情報収集や、個々のニーズに応じた利用の広がり

・保健サイド（子育て世代包括支援センター等）と連携したアウトリーチ支援

・孤立化の解消、虐待の未然防止

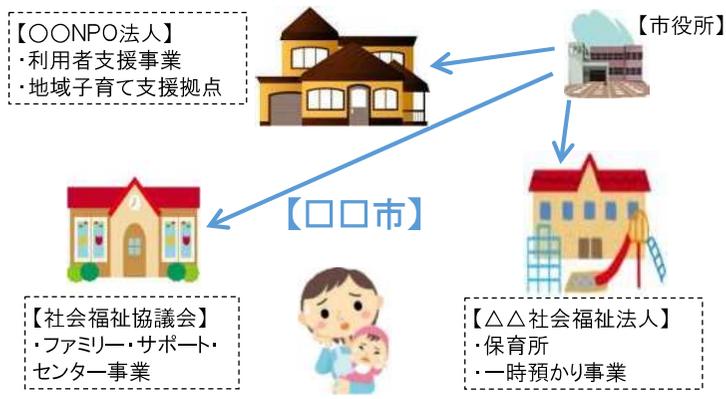
などを進め、さらに、

○子育て支援の新たな社会資源の創出、連携・協働の体制づくりを推進

## 市町村における新たな展開のイメージ

《現状》

- 各事業実施主体が□□市から委託等を受け、個別に事業を展開
- 利用者の個々のニーズへのきめ細やかな対応が困難な状況



《新たな展開》

- 一つの事業実施主体が多機能型地域子育て支援を展開し、総合的な支援を実施
- 各事業実施主体間で相互連携・協働を図ることで、利用者ニーズに的確に対応  
※利用者支援事業について、支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等を行う加算を創設するとともに、国庫補助率を1/3から2/3に引上げ（3年度予算案）
- 計画に位置付けることで、各市町村がニーズに沿った計画的な事業実施が可能に



# 多機能型地域子育て支援モデル事業

産前産後・就学前・就学後事業を切れ目なく実施する事業者に人件費や整備費用等を補助する。  
 <補助率> 県1/2・市町村1/2  
 <補助基準額> 運営経費：1か所300万円+整備経費：1事業につき400万円（最大2事業）

## モデル事業イメージ

※認定こども園（就学前事業）、放課後児童クラブ（就学後事業）を運営している法人が**産前・産後事業に取り組むケース**



## 県メニュー例

### (例) マタニティハウス

出産経験者等による出産や育児に関する相談や沐浴指導など妊婦や出産間もない人を対象とする事業等

### (例) 子育て応援カフェ

就学前の子育て世帯等が気軽に情報交換や交流できる場を提供する事業等

### (例) 宿題カフェ・駄菓子屋

学習支援などを通じて共働き世帯の児童等の放課後の居場所を提供する事業等

# 子育て支援ワーキングについて

## 日時・場所

日時：令和5年11月9日  
場所：栗橋文化会館、学校法人柿沼学園

## 参加者

参加団体：県、9市町  
参加者数：19名

## テーマ・目的

○テーマ：多機能型子育て支援事業について  
多機能型地域子育て支援とは…  
同一の事業者もしくは、複数の事業者が相互に連携をし、産前産後から、就学前・就学後までの幅広い複数の子育て支援事業を切れ目なく実施すること。

○目的：  
利用者支援事業等の実施主体である市町村職員及び利用者支援専門員等が、多機能型地域子育て支援事業についての理解を深めることにより、県内全市町村での導入を後押しする。

## (1)多機能型地域子育て支援の先進事例について

・学校法人柿沼学園 理事長 柿沼平太郎氏から、柿沼学園での多機能型地域子育て支援の取組について講演を受け、先進事例について理解を深めた。

## (2)グループディスカッション

**参加者が4つのグループに分かれ、多機能型連携の現状・課題、今回の研修で学んだこと等について意見交換を実施**

【主な意見】

- ・市町村によって状況が異なる。うまくいっているところもいないところもある。
- ・子育て支援の現場では、実際に家庭や地域に足を運ぶことにより、親子との信頼関係の構築や、支援員が地域の資源を把握し必要な支援につなげることができる。
- ・柿沼学園は理想郷である。一歩でも近づいていかなければならない。
- ・同じ地域の子育て支援センター同士の連携が重要である。  
情報共有を行うことにより、それぞれの支援センターの活動内容や地域の子育て世帯のニーズを知ること、より良い子育て支援に繋がっていく。

## (3) 現地視察

**学校法人柿沼学園の子育て支援施設を視察することにより、現場での工夫等について学んだ**  
【視察先】

- ①利用者支援事業…子育て案内所（えんむすび）
- ②産前産後…マタニティハウス（にじいろのおうち）
- ③就学前…子育て支援センター（森のひろば）、認定こども園（さくらのもり）
- ④就学後…学童クラブ（en-college）、宿題カフェ（はぴチル）

# 結婚新生活支援事業ワーキンググループ 活動報告

## 1 手法・構成

手法：書面開催

(令和5年10月17日発出、10月31日回答締切、11月17日実施結果・質疑への回答共有)

構成：第1部 令和6年度結婚新生活支援事業について

第2部 令和5年度都道府県主導型市町村連携コースについて

## 2 概要

第1部 ・令和6年度も県として都道府県主導型連携コースを実施予定であることを共有  
(連携コース参加市町村は、国からの補助率が1/2から2/3に向上)

・県としての実施予定内容(活用予定の国のメニュー)を共有

・連携コース及び一般コースの参加意向を確認。県への質疑及び回答内容を共有

第2部 ・令和5年度都道府県連携コース参加市町の取組、課題等を共有

## 3 国への申請

(1) 結婚新生活支援事業

・都道府県主導型市町村連携コース(補助率2/3) 11団体

・一般コース(補助率1/2) 6団体

(2) 地域少子化対策重点推進事業 5団体

# 結婚新生活支援事業ワーキンググループ 活動報告

## (参考) 連携コースで活用予定のメニュー

※こども家庭庁説明資料から抜粋

### ① 伴走型結婚支援

令和5年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 重点メニュー - 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実

#### 重点メニュー (補助率3/4) ③ ～地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実～

地方公共団体が行う結婚支援の更なる質の向上を図るため、結婚支援ボランティア等が効果的な活動を進めていく上で必要となる知識、能力やその育成方法を明確化した「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」を活用し、自治体の結婚支援センターの相談員やボランティア、仲人(無償の場合に限る)等の多様な担手の育成を図るとともに、結婚を希望する男女のニーズに応えるため、いつでも個々に寄り添い、切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制を構築する取組。

#### モデルプログラムを活用した人材育成

① 育成計画の策定  
結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムをもとに、地域や対象者の実情に応じた育成計画を策定

② 研修、ネットワーク形成等  
育成計画の内容に沿った研修等を実施し、結婚支援ボランティア等を育成

#### 結婚相談・伴走型結婚支援

③ 相談支援体制の整備・実践  
結婚に関する相談や、交際や成婚につながるための結婚支援ボランティア等による伴走型結婚支援について、利用者が対面で相談(オンライン面談(画面上で対面)を含む)でき、切れ目ない支援ができる体制の整備及び実践

※注: フォローアップ

**【主な対象経費】**  
ボランティア等の育成に係る経費(育成計画の策定及び研修に要する人件費・謝金・会場費・旅費・保険料等)、結婚相談・伴走型結婚支援の体制整備及び実践に要する経費(相談会の開催、ボランティアの活動経費(実費相当分に限る)を含む)等

### ② 結婚支援コンシェルジュ

令和5年度補正予算 結婚支援コンシェルジュ事業 (補助率3/4)

#### ～結婚支援コンシェルジュ事業～ (補助率3/4)

**事業概要**  
各都道府県に、結婚支援のため、国・自治体・地域の連携強化を担う専従職員(結婚支援コンシェルジュ)を配置することにより、各地域の取組の質を向上を目指す。  
結婚支援コンシェルジュは自身の経験やノウハウを管内自治体に展開し、自治体が実施する結婚支援事業の深化を図る。  
こども家庭庁において、コンシェルジュ会議を定期的の実施し、コンシェルジュの知識をアップデートする。

**事業イメージ図**

**コンシェルジュの概補例**  
結婚支援業務に関する知見・経験を有する者(例:結婚相談所職員(経験者)、各種団体、結婚支援ボランティア、結婚支援センター職員等)

**主な対象経費**  
会計年度任用職員に要する費用(給与、期末手当等の各種手当等、旅費)、負担金、委託料(各団体で雇用する場合)

# こどもまんなか社会の実現のため、子供施策への子供等の意見の反映

【予算額】13,527千円

新規

資料(2)①

担当 少子政策課 総務・企画担当  
内線 3269

## 目的

「こども基本法」により義務付けられた子供施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となる子供や子育て当事者等の意見を聴取する仕組みを構築する。

## 事業概要

### 1 子供等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業

13,527千円

#### (1) こども県政サポーター（仮称）の募集（新規） 4,180千円

##### ● こども県政サポーター（仮称）募集の周知

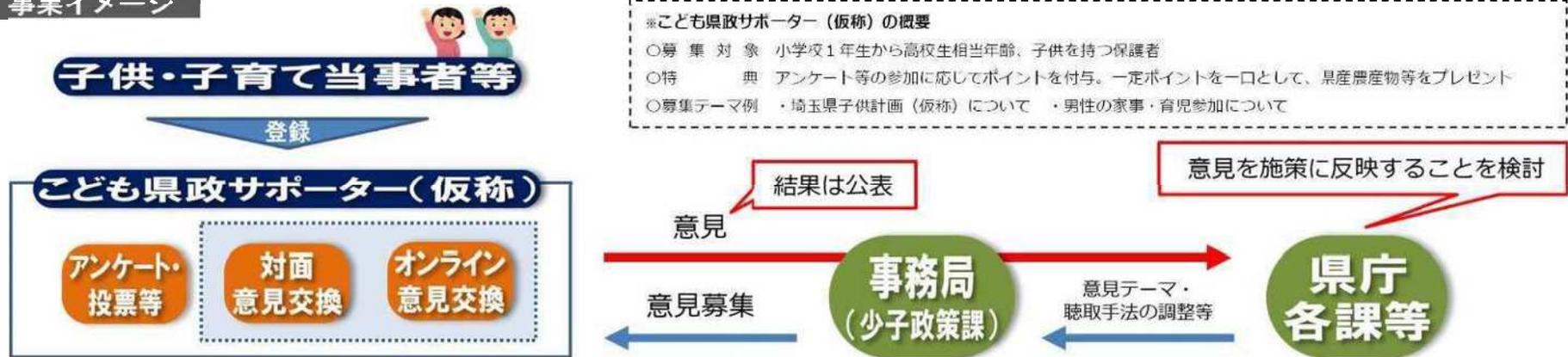
- 県内小学校・中学校・高等学校等に対して募集を周知するとともに、未就学児の親、貧困・不登校など困難な状況に置かれた子供等に対する周知のため、インターネットを活用したターゲット広告を実施

#### (2) こども県政サポーター（仮称）システムの構築（新規） 9,347千円

##### ● こども県政サポーター（仮称）登録者に対してアンケート等を実施可能なシステムの構築

- アンケートのほか、対面やオンラインでの意見交換など様々な参加方法の意見聴取を実施
- 対象を「小学生限定」など抽出することも可能

## 事業イメージ



新規

担当 少子政策課 総務・企画担当  
内線 3269

## 目的

共育てしやすい環境づくりのため、家事・育児に対する意識改革等を行うとともに、企業の経営者や管理職等に対して、男性の家事・育児参加を応援する意識改革を行う。

## 事業概要

## 1 企業と連携した男性の家事・育児参加推進事業 12,902千円

## (1) 共育てハンドブック（仮称）作成事業（新規） 12,702千円

- 家事・育児のヒント集である「共育てハンドブック（仮称）」の作成、子育て当事者への効果的な周知
  - ▶ 官民の子育て当事者など多様なステークホルダーで構成するプロジェクトで議論
  - ▶ 専門家（父親支援団体、大学教授等）による監修、子供・子育て当事者への意見聴取の実施
  - ▶ 共育てに対する意識・行動の変化を確認するため、実施状況をアンケートにより把握
  - ▶ 子育て当事者へのターゲット広告で効果的にPR

## (2) 働き方改革推進事業（新規） 200千円

- 企業経営者・管理職向けの意識改革のためのセミナーを実施し、企業風土を改善

## 事業イメージ

## 【企業】

## 企業の働き方改革を推進

- 企業の経営者・管理職向けセミナー等の実施
- セミナー内で、プロジェクト参加者を募集

男性が共育てしやすい職場環境づくりのため、  
経営者や管理職等に対して意識改革を促進



企業と当事者  
に対する取組  
を連動して実施

## 【当事者】

## 男性の家事・育児参加を推進

- 家事・育児のヒント集「共育てハンドブック」の作成
- 子育て当事者への効果的な周知

男性の家事・育児に対する意識改革や、  
基本的なスキルを習得



## プロスポーツチーム等と連携した「出会いのきっかけづくり」

【予算額】14,380千円

新規

担当 少子政策課 出会い・子育て支援担当  
内線 3381

## 目的

プロスポーツチーム等と連携し、スポーツを切り口にした婚活イベントの開催や、SAITAMA出会いサポートセンターなどの様々な結婚支援情報の発信を行う。

## 事業概要

## 1 プロスポーツチーム等と連携した「出会いのきっかけづくり」

14,380千円

## (1) プロスポーツチーム等と連携した「出会いのきっかけづくり」(新規) 14,380千円

プロスポーツチーム等と連携し、スポーツを切り口にした婚活イベントの開催や、SAITAMA出会いサポートセンターなどの様々な結婚支援情報を発信することにより、結婚を希望する方が一歩踏み出せるようにする。

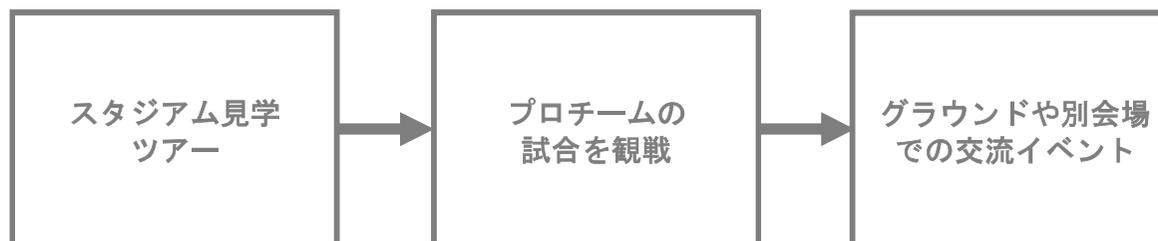
## ア 婚活イベント

一緒に食事を取りながら試合観戦を楽しむ、あるいは一緒にスポーツなどを行いながら、コミュニケーションをとり、親交を深めるなどの婚活イベントを開催

## イ 結婚に関する様々な情報発信

試合会場等での選手OBによる結婚に関するトークショー等、チームと連携した結婚に向けた気運醸成を実施

(実施イメージ)



## こども食堂トップセミナー埼玉(仮称)について

### 1. 開催目的

「こどもの居場所づくりに関する指針」(R5.12月閣議決定)において、こどもの居場所づくりの主体が市町村であると明文化されたことを受け、こどもの居場所が果たす役割や機能等について、市町村長に御理解いただく。

### 2. 主催

認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ、一般社団法人地方行財政調査会 (県共催)

### 3. 開催日時・会場

令和6年5月13日(月) 14:00~15:30 レイボックホール 小ホール(大宮駅徒歩3分)

### 4. 対象

市町村長、副市長、副市長、市町村こどもの居場所づくり担当課

### 5. セミナー内容(案)

- ・ 知事挨拶
- ・ 埼玉県講演「県のこどもの居場所づくりの取組について」
- ・ むすびえ顧問 清原 慶子 氏 講演 (元東京都三鷹市長)
- ・ むすびえ理事長 湯浅 誠 氏 講演 (東京大学特任教授、こども家庭庁「こども家庭審議会 こどもの居場所部会」委員)

# R6市町村こどもの居場所担当課長会議について

## 1. 開催目的

国や県の事業のほか、こどもの居場所づくりに先進的に取り組んでいる他自治体の事例を紹介し、市町村におけるこどもの居場所づくりの取り組みが進むよう、情報共有を図る。

## 2. 開催日時・方法

令和6年4月23日(火) 14:00～16:00 オンライン (Zoom) 開催

## 3. 開催方法

オンライン (Zoom) 開催

## 3. 対象 市町村こどもの居場所担当課長、担当者

## 4. 内容 (案)

- ・ こども支援課長挨拶
- ・ こどもの居場所づくりの傾向について【埼玉県福祉部こども支援課】  
こどもの居場所について、こどもの居場所づくり指針について、国の交付金メニュー、  
県の施策及び新規事業、子供の生活に関する実態調査の結果 など
- ・ こども食堂・未来応援基金について【埼玉県社会福祉協議会】
- ・ 先進市町村による事例発表 (2市町村)
- ・ 質疑応答

## 放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）

成育局 成育環境課

&lt;保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）&gt;

令和6年度予算案 11億円の内数（10億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

1 **対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童

2 **職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。

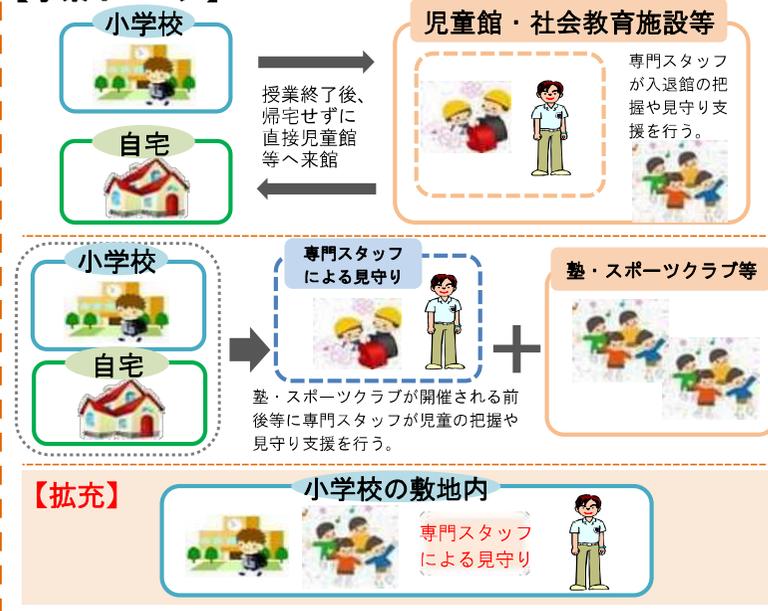
3 **開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上

4 **実施場所**：児童館、公民館、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。

## 5 対象事業の要件

- (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
- (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をして子供が過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
- (3) 学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。【拡充】
- (4) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

## 【事業イメージ】



## 3 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む。）※適切と認めた者に委託可

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額（案）】 ①運営費：1,086千円 ②環境整備のための設備費等：500千円

# 保育所等での職員配置基準の特例

## 特例制度の概要

### 1 【朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例】

保育士は、最低でも2人配置しなければならないが、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2名のうち1名を、**知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者**に代替可能

### 2 【保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例】

1日8時間を超えて開所している保育所等において、基準上配置しなければならない保育士数を上回って配置する保育士数について、**知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者**に代替可能

### 3 【幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例】

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、保育士に代えて活用可能

#### ※ 特例を適用する場合における保育士の必要数

特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

府子本 809号  
29初幼教第9号  
子保発0929第1号  
平成29年9月29日

各都道府県私立学校主管部（局）長  
各都道府県民生主管部（局）長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市・中核市民生主管部（局）長  
殿

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
（公印省略）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
（公印省略）  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（公印省略）

#### 保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「「子育て安心プラン」について」（平成29年6月2日付け事務連絡）においてお示した「6つの支援パッケージ」については、各都道府県又は各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行っている保育関連業務に係る内容が盛り込まれています。今般、本内容の一部に係る具体的な留意事項等下記のとおりお示しますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育園等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）第 2 の 7 で示している「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

これまでも留意事項通知において、保育人材の確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、市町村の判断により、保育士、幼稚園教諭、保育教諭（以下「保育士等」という。）の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる旨示しているが、保育士等の子どもの保育園等への入園の可能性が大きく高まるような点数付けを行い、可能な限り速やかに入園を確定させることは、

- ・当該保育士等の勤務する保育園等が早期に当該保育士等の子どもの入園決定を把握して当該保育士の職場への復帰を確定させ、利用定員を増やすことを可能にし、保育の受け入れ枠の増加に大きく寄与するとともに、
- ・保育士等が妊娠・出産後、円滑に職場復帰できる環境を整えることにより、高い使命感と希望をもって保育の道を選んだ方々が、仕事と家庭の両立を実現しながら、将来にわたって活躍することが可能となり、保育士の処遇の改善にも大きな効果が見込まれることから、待機児童の解消等のために保育人材の確保が必要な市町村においては、このような取組を行うよう努めること。

その際、市町村と都道府県が連携の上、平成 27 年度補正予算で創設された未就学児を持つ保育士等に対する保育料の一部貸付事業の周知を徹底し、当該事業を積極的に活用した人材確保に取り組むこと。

また、以下のような事例について、市町村によって対応にばらつきがみられることから、以下の点についてもあわせて留意すること。

- (1) 保育士等が勤務している保育園等については、一律に当該保育士等の子どもを入園させない取扱いとしている市町村がみられるが、保育士等が勤務する保育園等に当該保育士等の子どもが入園できる環境を整えることは、保育士等の仕事と家庭の両立の実現や長期的な就業継続に大きく寄与することから、扱いに差を設けず、他の保育園等の場合と同様に入園の対象とすること。なお、その際、必要に応じて、当該保育士等の子どもを当該保育士等以外の者が担任を務めるクラスに入園させる等の配慮を行うことも考えられる。
- (2) 保育士等の子どもの優先利用の実施に当たっては、

- ・市町村の圏域を超えた利用調整の実施を行っていない市町村や
- ・市町村の圏域を超えた利用調整は実施しているものの、当該保育士等の市町村内の保育園等への勤務を条件としている市町村

が相当数存在するが、保育士等の中には、その居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等に勤務する者も多数存在しており、当該保育士等について、その居住する市町村内の保育園等への勤務を条件とせずに市町村の圏域を超えた利用調整を行うことで、より多くの保育士等の職場への復帰が可能となり、当該市町村における待機児童の解消にも、広域的な待機児童の解消にも大きな効果が見込まれることから、こうした利用調整が行われるよう、積極的に各市町村間で協定を結ぶ等の連携・調整を行うこと。

なお、保育士等に限らず、市町村の圏域を超えた利用調整の実施については、「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（通知）」（平成27年2月3日府政共生第98号・雇児発0203第3号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえ、所在地市町村において、他市町村に居住する住民の利用に関する優先度の取扱いに基づき、調整をお願いしているところであるが、居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等への入園を希望する住民が一定数存在し得ることに鑑み、市町村の圏域を超えた利用調整がなされるよう、積極的に各市町村間の連携・調整に努めること。また、その際、各都道府県においても、その域内に所在する市町村の担当者が参集して広域的な利用調整に向けた協議を行うことが可能となる場を提供するなど、積極的に広域調整の役割を果たすこと。

# 障害児保育の概要

## 1. 財政支援

### 1 現状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

### 2 平成30年度における改善点

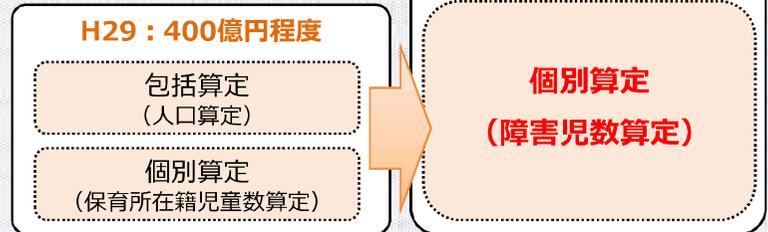
- 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から800億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

#### <対象の範囲>

平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				
	中度				
	軽度				
物件費					

#### <H30改善点>



## 2. 現状

### 1 実施か所数及び受入児童数



### 2 障害児保育担当職員数 (H29.3.31時点)

単位：人

合計	担当職員	
	常勤職員	非常勤職員
30,844	17,476	13,368

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

※障害児数には、軽度障害児を含む

※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員

## 令和6年度当初予算案における主要な施策(抜粋)

## 子育て世帯の医療費負担の軽減

【予算額】3,769,104千円

担当 国保医療課 福祉医療・後期高齢者医療担当  
内線 3365

## 目的

子供の健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子供の医療費助成を行う市町村に補助金を交付する。

## 事業概要

## 1 こども医療費助成 3,769,104千円

## (1) 市町村事業費補助 3,768,771千円【拡充】

- 各市町村が実施した子供への医療費助成に対して、県から市町村へ補助金を交付する。(市町村1/2※、県1/2)
- ※ さいたま市は補助対象外、財政力指数1を超える市町村の補助率は1/2未満

## 新規・拡充内容

- 補助対象年齢の拡大  
(通院=小学校3年生まで、  
入院=中学校3年生まで)
- 所得制限の撤廃

〔現在〕	
区分	補助対象
通院	就学前児童
入院	就学前児童
所得制限	あり

対象年齢拡大  
・  
所得制限撤廃

〔拡充後〕	
区分	補助対象
通院	小学校3年生まで
入院	中学校3年生まで
所得制限	なし

※補助対象引上げにより、  
各市町村が様々な子育て支援を拡充

## 事業イメージ(現物給付の場合)



## (2) 市町村監査等

333千円

- 市町村の助成事業実施に関する監査実施や研修等に要する費用
- 医療機関等で窓口負担が生じた場合の領収証発行に対する県医師会等への補助

## 乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱改正案（抜粋）

※予算議決前、要綱改正決裁前のため内容が変更となる場合があります。

（名称）

〔改正前〕 乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱

〔改正後〕 こども医療費支給事業補助金交付要綱

（対象児童（第2条））

〔改正前〕 県内に住所を有する乳幼児

〔改正後〕 県内に住所を有する 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ  
る者

（補助対象経費（第3条））

〔改正前〕 対象乳幼児の入院及び通院に係る医療費の一部負担金の額から、自己負担額  
を控除した額

〔改正後〕 対象児童の入院及び対象児童のうち9歳に達する日以後の最初の3月31日ま  
での間にある者の通院に係る医療費の一部負担金の額から、自己負担額を控除  
した額

（所得制限（第4条））

〔改正により削除〕

(案)

※予算議決前、要綱改正決裁前のため内容が変更となる場合があります。

国医第 号  
令和6年4月 日

各市町村こども医療担当課長 様

埼玉県保健医療部国保医療課長 (公印省略)

令和6年度こども医療費支給事業に係る子育て支援の充実について (通知)

令和6年度から実施される標記事業については、令和5年度まで実施されていた乳幼児医療費支給事業から助成対象年齢等を拡大しています。

そこで、こども医療費支給事業補助金交付要綱(令和6年4月 日国医第 号)第12条第3項の「子育て支援の充実」については、別添「「子育て支援の充実」について」のとおりとしますので、関係書類を令和6年度こども医療費支給事業交付申請書及び実績報告書に添付して提出してください(交付申請書等の提出依頼は別途通知します)。

担当 福祉医療・後期高齢者医療担当

電話 048(830)3364

メールアドレス [a3350-05@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3350-05@pref.saitama.lg.jp)

(別添)

## 「子育て支援の充実」について

### 1 概要

令和6年度のこども医療費支給事業（旧乳幼児医療費支給事業）の対象年齢拡大にあわせて、各市町村において医療費助成の対象拡大を含む「子育て支援の充実」を実施する。

### 2 「子育て支援の充実」の内容

#### (1) 対象事業

次の①から③を満たす事業を対象事業とする。

##### ①子育て家庭等を直接支援する事業の拡充

- ・新規または拡充する事業
- ・子供や子育て家庭を直接支援する事業

(道路整備等の環境づくりなど間接的な支援については対象外とする。)

##### ②市町村が任意に実施する事業

- ・「法令による市町村の実施義務」または「国の計画による実質的な実施義務」が無く、任意または努力義務の事業

(法令で明記された負担を無償化する事業は対象外とする(給食費等))

##### ③継続的に事業費が必要となる事業

- ・施設整備等の一時的な経費では無く、継続的に事業費が必要となる事業
- ・子育て支援の充実に要した経費が確認できるように財政負担が明確な事業

(国や県の補助があっても市町村負担があれば該当)

#### ※ 推奨する取組

「子育て支援の充実」として実施する取組については、以下の(ア)～(サ)の取組を推奨する。ただし、(1)①～③を満たす事業であれば、以下の取組以外でも対象事業とする。

- (ア) 医療費助成の対象年齢拡大
- (イ) 産後ケア事業の実施
- (ウ) 産婦健康診査事業の充実

- (エ) 乳児家庭全戸訪問事業の充実
- (オ) こども家庭センターの設置
- (カ) 子育て世帯訪問支援事業の実施
- (キ) 子育てファミリー応援事業の実施
- (ク) 放課後児童クラブの充実
- (ケ) 医療的ケア児保育支援事業の実施
- (コ) ジュニア・アスポート事業の実施
- (サ) 困難女性支援法に基づく女性相談支援員配置

## (2) 対象事業の取り扱いについて

### ア 子育て支援の質を高めるための物品等の購入

子供や子育て家庭が利用する事業や施設に係る図書や遊具等の買い替え・買い増しなどの消耗品や物品購入費等は(1)①の「新規または拡充する事業」に該当する事業費として扱う。

### イ ソフト事業における新規の取組

子供・子育て支援に関するソフト事業(啓発事業など)において、コンセプトやテーマ、内容、対象者、開催方法等について、改善や工夫を行うことで充実させた事業は(1)①の「新規または拡充する事業」に該当する事業費として扱う。

### ウ 施設・窓口等の整備費用

初年度に窓口や施設を整備し、2年目から当該施設の運営費が必要となる事業や施設については、初年度の事業も2年目以降の事業と同様に(1)③の「継続的に事業費が必要となる事業」として扱う。

### エ 単年度または短期間に実施される事業

医療費助成が継続実施される事業であるため、「子育て支援の充実」も継続実施する事業が望ましいが、該当する事業が無い場合は、単年度または短期間(2~3年程度)の事業も(1)③の「継続的に事業費が必要となる事業」として扱う(次年度以降は別の「子育て支援の充実」に関する事業の実施が必要)。

## (3) 事業費

交付申請書に添付する算定調書「1(4) 県補助支給予定額〔再掲〕」の「県費

補助申請額」に相当する事業を実施する（事業を実施した結果、医療費助成額が見込みより増加した場合や「子育て支援の充実」に要した事業費が見込みより少なくなった場合でも、交付申請時に提出した実施予定を変更することは不要）。

#### （４）提出資料

##### ア 交付申請時

こども医療費助成の交付申請時に、当該年度の事業実施予定を記載した別紙１「『子育て支援の充実』に関する事業実施予定」を提出する。

##### イ 実績報告時

こども医療費助成の実績報告時に、当該年度の事業実施結果を記載した別紙２「『子育て支援の充実』に関する事業実施結果」を提出する。なお、実施予定だった事業が変更となった場合の変更申請等は不要とし、別紙２に変更した理由と変更後の事業の実施結果等を記載すること。

別紙 1 : 「子育て支援の充実」に関する事業実施予定

市町村名 : \_\_\_\_\_

実施年度 : \_\_\_\_\_

	予算事業名	事業内容	推奨取組	事業費 (千円) ※市町村負担分のみ	①新規・拡充	②任意実施	③継続事業	備考
1								
2								
3								
				事業費計				

「予算事業名」…予算調書の事業名を記入（予算事業の一部が対象事業の場合は、対象事業部分の名称を括弧内に記入）

「事業内容」…事業内容を記入 ※医療費助成の対象拡大の場合は開始時期・通院・入院別も記入（例：子ども医療費助成対象拡大（R6.10開始、入院・通院＝高校生））

「推奨取組」…通知別添 2（1）の「推奨する取組」に該当する事業は（ア）～（サ）を記入

「事業費」…対象事業の予算額または見込額を記入（国・県負担分を除いた市町村負担分のみ記入）

「①～③」…通知別添 2（1）「対象事業」の①～③に該当するかどうかを確認し、該当する場合は『○』を記入

「備考」…新規・拡充に関する事業であることの補足説明等を適宜記入

※行が不足する場合は行を追加、記入欄が不足する場合は資料を添付

担当課 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

別紙 1 : 「子育て支援の充実」に関する事業実施予定

市町村名 : ○○市

実施年度 : 令和○年度

記入例

	予算事業名	事業内容	推奨取組	事業費(千円) ※市町村負担分のみ	①新規・拡充	②任意実施	③継続事業	備考
1	福祉医療費助成事業 (子ども医療費助成事業)	子ども医療費助成対象拡大 (R6.10開始、入院・通院 = 高校生)	(ア)	25,338	○	○	○	
2	子育て世帯応援事業 (就学支援金給付事業)	中学校入学時に就学支援金を支給		8,522	○	○	○	令和6年度から新たに実施
3								
<b>事業費計</b>				<b>33,860</b>				

「予算事業名」…予算調書の事業名を記入 (予算事業の一部が対象事業の場合は、対象事業部分の名称を括弧内に記入)

「事業内容」…事業内容を記入 ※医療費助成の対象拡大の場合は開始時期・通院・入院別も記入 (例 : 子ども医療費助成対象拡大 (R6.10開始、入院・通院 = 高校生))

「推奨取組」…通知別添 2 (1) の「推奨する取組」に該当する事業は (ア) ~ (サ) を記入

「事業費」…対象事業の予算額または見込額を記入 (国・県負担分を除いた市町村負担分のみ記入)

「①~③」…通知別添 2 (1) 「対象事業」の①~③に該当するかどうかを確認し、該当する場合は『○』を記入

「備考」…新規・拡充に関する事業であることの補足説明等を適宜記入

※行が不足する場合は行を追加、記入欄が不足する場合は資料を添付

担当課 : ○○課

電話番号 : ○○○-○○○-○○○○

別紙 2 : 「子育て支援の充実」に関する事業の実施結果 (実績)

市町村名 : \_\_\_\_\_

実施年度 : \_\_\_\_\_

	予算事業名	事業内容	推奨取組	事業費 (千円) ※市町村負担分のみ	①新規・拡充	②任意実施	③継続事業	備考
1								
2								
3								

事業費計 \_\_\_\_\_

「予算事業名」… 予算調書の事業名を記入 (予算事業の一部が対象事業の場合は、対象事業部分の名称を括弧内に記入)

「事業内容」… 事業内容を記入 ※医療費助成の対象拡大の場合は開始時期・通院・入院別も記入 (例: こども医療費助成対象拡大 (R6.10開始、入院・通院 = 高校生))

「推奨取組」… 通知別添 2 (1) の「推奨する取組」に該当する事業は (ア) ~ (サ) を記入

「事業費」… 対象事業の事業費実績額を記入 (国・県負担分を除いた市町村負担分のみ記入) ※額が確定していれば支払前でも支払予定額を記入

「①~③」… 通知別添 2 (1) 「対象事業」の①~③に該当するかどうか確認し、該当する場合は『○』を記入

「備考」… 提出済の別紙 1 実施予定から事業内容等に変更があった場合の変更理由や変更内容等を記入

※行が不足する場合は行を追加、記入欄が不足する場合は資料を添付

担当課 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

別紙 2 : 「子育て支援の充実」に関する事業の実施結果（実績）

市町村名：〇〇市  
 実施年度：令和〇年度

記入例

	予算事業名	事業内容	推奨取組	事業費（千円） ※市町村負担分のみ	①新規・拡充	②任意実施	③継続事業	備考
1	福祉医療費助成事業 (子ども医療費助成事業)	子ども医療費助成対象拡大 (R6.10開始、入院・通院 = 高校生)	(ア)	24,356	○	○	○	
2	子育て世帯応援事業 (就学支援金給付事業)	中学校入学時、転入時に就学支援金を支給		75,465	○	○	○	支給対象者に「転入世帯の中学生を追加（制服等の購入が必要）」したため、事業内容を一部変更
3								
<b>事業費計</b>				<b>99,821</b>				

「予算事業名」… 予算調書の事業名を記入（予算事業の一部が対象事業の場合は、対象事業部分の名称を括弧内に記入）

「事業内容」… 事業内容を記入 ※医療費助成の対象拡大の場合は開始時期・通院・入院別も記入（例：子ども医療費助成対象拡大（R6.10開始、入院・通院 = 高校生））

「推奨取組」… 通知別添 2（1）の「推奨する取組」に該当する事業は（ア）～（サ）を記入

「事業費」… 対象事業の事業費実績額を記入（国・県負担分を除いた市町村負担分のみ記入） ※額が確定していれば支払前でも支払予定額を記入

「①～③」… 通知別添 2（1）「対象事業」の①～③に該当するかどうか確認し、該当する場合は『○』を記入

「備考」… 提出済の別紙 1 実施予定から事業内容等に変更があった場合の変更理由や変更内容等を記入

※行が不足する場合は行を追加、記入欄が不足する場合は資料を添付

担当課：〇〇課  
 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇